

業務委託設計書（金抜）

事業年度	令和8年度						
設計年月	令和8年5月						
事業名	林道改良事業（林道久多尾越線）						
予算科目	款	項	目	節			
	産業観光費	林業費	林業振興費	委託料			
業務場所	京都市左京区久多下の町 地内他						
路線名又は河川名等	林道久多尾越線						
業務名	林道久多尾越線改良測量設計業務						
履行期限	契約日の翌日	～	令和9年1月29日	まで	単価適用年月	令和8年4月	
事業課（所）名	京都市産業観光局農林振興室					歩掛適用年月	令和8年4月
変更回数	0					基準適用年月	令和7年8月
前払金支出	有					単価地区	京都市②(左京区[花背・広河原・久多] 右京区[旧京北町]) 南丹市(旧美山町)

工事概要

林道久多尾越線改良測量設計		1	式
測量設計 舗装工L=500m 擁壁工L=65m 門扉撤去・設置1式			

施工理由

林道の安全な通行を確保し地域振興に役立てるため、舗装工事のための測量および設計を実施する。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業	務 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	業 務 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消 費 税 相 当 額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
		前回	円	円	円
		今回	円	円	円

積算条件表

工事摘要

工事番号	
工事名称	林道久多尾越線改良測量設計業務
工事場所	京都市左京区久多下の町 地内他
工期	契約日の翌日 ~ 令和9年1月29日

積算条件

発注者	京都市
-----	-----

単価適用日	令和8年4月30日
単価地区	京都市②(左京区[花背・広河原・久多] 右京区[旧京北町]) 南丹市(旧美山町)
歩掛	調査測量(土木)
機械損料	損料(簡易_推進(平均)) 令和08年04月01日
経費	調査測量設計業務(総合)[京都府治山] 令和07年08月20日
労務補正	
冬期補正	なし

経費計算条件

項目名称	選択内容	摘要
電子成果品作成費の計算方法（調査・解析）	簡易な計算方法で算出する	
安全費の計上（調査）	率計上しない	
電子成果品作成費の計上（調査）	電子成果品作成費を計上する	
諸経費区分（調査）	通常の場合	
経費算出条件（解析）	通常の場合	
業務成果品費（電子成果品作成費）（解析）	概略設計・予備設計又は詳細設計	
安全費の率計上（測量）	率計上しない	
電子成果品作成費の計上（測量）	電子成果品作成費を計上する	
経費算出条件（設計）	通常の場合	
業務成果品費（電子成果品作成費）（設計）	概略設計・予備設計又は詳細設計	
業務価格の調整方法	千円未満切り捨て（業務価格のみ）	
消費税率の選択	10%	
消費税増税の経過措置前の対応	対応は不要	

見積参考資料

下表の積算基準に基づき積算しています。

図書名	発行年月等	発行機関	積算基準
令和7年版 治山林道必携（調査・測量・設計編）	令和7年8月	（一社）日本治山治水協会/日本林道協会	森林保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領
京都府治山林道事業に係る調査・測量・設計等積算基準	令和7年 3月13日改正	京都府	

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接調査費					
	1	式			
土質調査					
	1	式			
土質調査					
	1	式			
土質調査					
	1	式			
室内CBR用試料採取 締め固めた土 70kg採取					
	3	箇所			
締め固めた土のCBR試験 設計CBR 24→14					
	3	試料			
直接調査費(積上)計					
	1	式			
電子成果品作成費					
	1	式			
間接調査費					
	1	式			
施工管理費					
	0.7	%			

京都市

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
純調査費(諸経費対象額)					
	1	式			
純調査費改め					
	1	式			
諸経費					
	82.5	%			
調査費					
	1	式			

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
測量	1	式			
測量	1	式			
測量	1	式			
現地測量 平地 森林 1/500 0.02km2 全 選 択 安全費を計上しない 徒歩時間補正を行わない	1	式			
計画・準備 安全費を計上しない	1	業務			
中心線測量 全 選 択 安全費を計上しない 徒歩時間補正を行わない	0.5	km			
縦断測量 全 選 択 安全費を計上しない 徒歩時間補正を行わない	0.5	km			
横断測量 全 選 択 安全費を計上しない 徒歩時間補正を行わない	0.5	km			
土質区分・その他調査 全 選 択 安全費を計上しない 徒歩時間補正を行わない	0.5	km			
直接測量費計	1	式			

京都市

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
電子成果品作成費					
	1	式			
直接人件費					
	1	式			
直接測量費計(諸経費対象額)					
	1	式			
直接測量費計改め					
	1	式			
諸経費					
	86.6	%			
測量費					
	1	式			

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
設計					
	1	式			
設計					
	1	式			
設計					
	1	式			
打合せ協議 全 選 択 2回(標準) 0回					
	1	業務			
線形計画、現地調査、線形決定 30度未満 一級林道以外 全 選 択 徒歩時間補正を行わない					
	0.5	km			
実施設計 一級林道以外 個別選択 平面設計計上 縦断設計計上 横断設計計上 構造物設計 計画計上 林業作業用施設の設計計画未計上 土工数量計算計上 構造物数量計算 計上 30度未満					
	0.5	km			
照査 30度未満 一級林道以外					
	0.5	km			
成果品(設計説明書作成) 一級林道以外					
	0.5	km			
直接業務費計					
	1	式			
直接人件費					
	1	式			

京都市

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接経費					
	1	式			
業務成果品費（電子成果品作成費）					
	1	式			
直接原価					
	1	式			
その他原価					
	53.85	%			
設計原価					
	1	式			
一般管理費等					
	53.85	%			
設計費					
	1	式			

本工事費内訳表

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務価格					
	1	式			
消費税相当額					
	10	%			
業務費					
	1	式			

特記仕様書

委託業務名 林道久多尾越線改良測量設計業務
履行場所 京都市左京区久多下の町 地内
履行期間 契約日の翌日から令和9年1月29日まで

第1条（適用）

本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携(令和7年2月)※¹」（以下「業務等委託必携」という。）、「林道技術基準解説（林野庁監修 日本林道協会）※²」、（以下「林道技術基準」という。）及び「森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書書(平成29年3月30日付け28林整計第380号林野庁長官通知)※³」によるものによるものとする。

※1 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

※2 林野庁HP「ホーム」⇒「分野別情報」⇒「森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等」⇒「技術基準」参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/kizyun/gijutu_kijun.html

※3 林野庁HP「ホーム」⇒「分野別情報」⇒「森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等」⇒「標準仕様書」参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosyo.html

第2条（電子納品）

1 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）(令和6年3月)」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、製本版2部〔報告書（簡易製本）2部、図面（A3縮小版）2部〕と原図1式を納品する。

なお、測量設計図面はSXF形式に加え、dwg形式のデータを提出すること。

3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第3条（前払金等）

契約書第40条関係前払金は、請負代金の30%以内とする。

第4条（管理技術者）

管理技術者は、技術士（森林部門：森林土木）又はシビルコンサルティングマネージャ（部門：森林土木）の資格を満たすものとする。

第5条（照査技術者及び照査の実施）

本業務は照査技術者により照査を行うものとする。

第6条（業務目的）

本業務は、路面や路肩の洗堀などにより、通行困難な状態となった林道について、工事に必要な舗装、擁壁及び門扉の詳細構造を経済的かつ合理的に設計、測量し、工事発注に必要な図面・報告書の作成を行うものである。

対象となる林道は次のとおりである。

路線名	林道規格	総延長	全幅員	測量対象延長
久多尾越線	自動車道2級	12,858m	4.0m	500m

第7条（測量）

業務内容は、次の各項によるものとする。

設計条件は次のとおりとする。

種別	細別	数量	条件
一車線林道測量	中心線測量	0.5km	杭打、観測、平面図作成
	縦断測量	0.5km	観測、縦断面図作成
	横断測量	0.5km	観測、横断面図作成
	土質区分・その他調査	0.5km	土質区分調査、構造物調査

※平面図、縦断面図、横断面図の作成は、設計業務に含めている。

1 計画・準備

本業務の実施に当たり、仕様書等による業務内容の確認及び実施体制の確保を行う。また、既存資料を収集・整理するとともに、測量に必要な使用材料等の整備、機器の準備等を行う。

測量に用いる器材は点検整備したものを使用しなければならない。

測量の精度及び単位は別表7-1、7-2に掲げるとおりとする。

測量に使用する杭の規格及び設置方法は、次の各号によるものとする。

- （1）測量杭の材質は、木（3cm×3cm程度、長さ45cm程度）を標準とする。
- （2）基準点杭は、測量の起点、終点及び工作物計画箇所付近に、移動や浮沈のないよう堅固に設置する。
- （3）I.P杭及び測点杭は、移動や浮沈のないよう堅固に設置する。
- （4）杭の設置が不可能な箇所は、岩盤等に設置し、鉋又はペンキ等で明示する。
- （5）測量杭は、原則として測点番号を前測点の方向に向けて設置するものとする。
- （6）必要がある場合は、測量杭の引照点を設けるものとする。
- （7）BM（ベンチマーク）は主要構造物付近に角材（6cm×6cm程度、長さ50cm程度）に鉋を打ち込んだもの、もしくはこれに相当する杭等を設置するか、堅固なものに設定しなければならない。

2 中心線測量

林道規程に定める車線に関する平面、縦断及び横断線形の各要素に適合する直線及び曲線の中心線を復元又は設置し、平面線形を明らかにする。

測点間隔は20mとし地形、土質区分、構造物を設置する箇所等の変化点にはプラス杭を適宜設ける。

新たな曲線の設置に当たっては、交点（I.P）杭を基準とし、曲線始点（B.C）杭、曲線終点（E.C）杭、曲線中点（M.C）杭等の曲線杭を設置する。

3 縦断測量

縦断測量は、中心線測量によって決定した各測点を基に、水準基標（BM）を基準として地盤高を測定する。

なお、地盤高の測定は水準基標を基準とした往復測定を原則とし、その誤差を確認する。

4 横断測量

横断測量は、各測点の中心線から左右に対して直角方向に設定し、その横断線上の地形の変化点及び道路、施設、水面などについて、位置、形状、地盤高等を水準器付ポールにて測定する。測量幅は中心線からそれぞれ両側へ20m程度とする。

5 土質区分調査・その他調査（構造物設置箇所）

土質区分調査は、切土、床堀、その他土質区分を必要とする箇所及び盛土不適土について、原則として外見的判断又は過去の実績資料等によって調査するものとし、外見的判断が困難な箇所については、穴掘り又はオーガ等によって調査し区分する。

擁壁、排水施設等の構造物について、設置する位置、方向、傾斜、延長、水位等を測定し、その種類、構造等を調査する。この場合、現地条件に応じて本測線に関連させて調査測線を設け、前各項に準じて実測する。

第8条（設計）

業務内容は、次の各項によるものとする。

設計条件は次のとおりとする。

種別	細別	数量	条件
一車線林道設計	線形計画、現地調査、線形決定	0.5km	線形計画、現地調査、線形決定
	実施設計	0.5km	平面設計、縦断設計、横断設計、構造物設計計画、土工数量計算、構造物数量計算
	照査	0.5km	—
	成果品（設計説明書作成）	0.5km	—

1 現地調査

設計に必要な現地状況を把握するために現地踏査を行う。現地踏査では、路線周辺の地域について、できるだけ広い範囲にわたって行うものとし、地形、地質などの自然条件及び林況、保全施設などの施設計画等を確認する。

2 線形計画・線形決定

線形計画に当たっては、適切な規格・構造の適用、地形・地質等の自然条件との適合等を考慮し決定する。

線形決定は、線形計画及び現地調査の結果に基づき、路線の規模、規格構造について十分に検討し、中心線を決定し、I.Pの決定及び曲線の設定を行うものとする。

3 実施設計

平面設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、線形の再確認及び必要に応じた細部検討を行うものとする。

縦断設計は実測縦断図を用い排水施設等の主要構造物の位置、形式、基本寸法を考慮のうえ、縦断線形を決定し、20mごとの測点及び主要点を標準とする測点について計画高計算を行い、土工計画及び構造物計画等を決定するものとする。

横断設計は、現地調査の結果及び設計条件に基づき、土層線を想定し、のり面勾配と構造を決定し、横断の詳細構造を設計する。

構造物は、ブロック積擁壁、コンクリート擁壁、管渠、側溝、法面保護工、水路、集水柵、防護柵工、門扉等を設計するものとする。なお、必要に応じ展開図を作成するものとする。また、構造計算、断面計算又は流量計算等を必要とする仮設構造物については、設計図書に基づき現場条件、設計条件に合致するよう設計し、施工計画書、図面及び数量計算書を作成するものとする。

4 数量計算

数量計算は、森林整備保全事業設計積算要領別表「主要項目の数値基準等」及び「森林整備保全事業数量算出要領」（林野庁・最新版）により行うものとし、算出した結果は、工種別、区間別に取りまとめるものとする

5 設計説明書作成

次の項目について解説し、取りまとめて記載した設計説明書を作成する。

- (1) 計画の概要
- (2) 各種検討の経緯とその結果
- (3) 設計計算書（排水施設、設計計算等）
- (4) その他必要な事項

第9条（図面）

図面は設計書に定めがある下記項目について作成しなければならない。その際、設計業務が設計書に見込まれている場合は、その必要事項も記入しなければならない。

1 平面図

次の事項に留意して作成する。

- (1) 縮尺は原則として1/500とする。
- (2) 設計した縦断設計及び横断設計の成果及び主要構造物等、計画したすべての構造物を図示するほか、起終点、測点、曲線の諸点等を明示する。また、曲線部の諸値は、曲線表として併記する。
- (3) 地形は10m間隔以下の等高線をもって表示する。

- (4) 地形、地物、地域等の表示方法、記号等は、国土交通省公共測量作業規程に定める大縮尺地形図図式適用規程に準じて表示するほか、必要に応じて文字又は数字等で補足する。

2 縦断面図

次の事項に留意して作成する。

- (1) 縮尺は原則として縦 1/100、横 1/1,000 とする。
- (2) 縦方向に地盤高スケールを記入し、測線を明示すること。
- (3) 測点名、単距離、追加距離、垂直高、地盤高、勾配、切土高及び盛土高を測点下に表にして記載すること。その際、測線上の測点箇所と各項目記載箇所を横方向で一致させ、縦方向細線にてつなぐこと。

3 横断面図

次の事項に留意して作成する。

- (1) 縮尺は原則として 1/100 とする。
- (2) 横断面図には、測点における横断地盤線及び施工基面高を基準として、車道、路肩、拡幅、側溝、法面、構造物、隣接水面の水位等の横断線形を、必要に応じ横断勾配及び片勾配を図示する。なお、路肩又は法面に隣接して設けられる残土処理場等がある場合は、区別して表示する。
- (3) 横断面図には、測点、切土高及び盛土高、土質区分別切土面積及び盛土面積のほか、必要に応じて構造物の名称、延長、形状、寸法等の諸数値を表示する。

4 構造物図

次の事項に留意して作成する。

- (1) 構造物図は、一般図及び構造図とし、構造図で表示が困難又は不適當な場合は、詳細図及び展開図を作成する。
- (2) 縮尺は原則として一般図 1/100、構造図 1/50、詳細図及び展開図 1/20 とする。
- (3) 構造物図には、原則として数量計算等に基づく使用材料と品質、規格、形状、寸法別の重量又は体積等を示した材料表を併記する。

5 図面の標題

設計図の標題は、右下隅に設けるものとし、路線名、設計図名、図面番号、位置、縮尺、設計者名、発注者名等を記入する。

6 その他上記に規定されていない図面の作成

上記に規定されていない図面の作成に当たっては、監督職員と十分協議し、その指示に従うこと。

第 10 条（設計内容の照査）

本業務における照査は、以下に示す業務の節目ごとに照査技術者が実施するものとする。また、節目ごとに作成した資料は、共通仕様書第 1108 条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

- (1) 業務計画書の作成時

- (2) 基本条件の決定時
- (3) 設計方針及び設計手法の決定時
- (4) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画書の作成時

第11条（打合せ等）

- 1 業務の実施に伴う打合せは、業務着手時、中間打合せ2回、成果品納入時の計4回行うものとする。ただし、中間打合せについては、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。
- 2 業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第12条（成果品）

本測量設計業務の成果として納入すべき図書は次のとおりとする。なお、提出方法及び部数は第2条のとおりとする。

- (1) 野帳 一式
- (2) 原図（定め及び指示がある場合は縮小版を含む） 一式
- (3) 測量各種計算書 一式
- (4) 設計各種計算書 一式
- (5) 報告書及び図面データ 一式

第13条（文書による変更手続き）

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第14条（ウィークリースタンスの実施）

本業務委託は、ウィークリースタンスの対象である。

実施に当たっては、「京都市建設局ウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、以下の項目について取り組むこととする。

- (1) 休日明け日（月曜日等）は依頼の期限日としない。
- (2) 休前日（金曜日等）に新たな依頼をしない。
- (3) 勤務時間外に書類作成等の依頼をしない。
- (4) 昼休みや勤務時間外の打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。（適正な期限日を設定する。）
- (6) 打合せはWeb 会議（ビデオ会議機能）も活用する。

なお、業務委託の特性を踏まえ、災害等の緊急的な対応、第三者等の要求に伴う対応及び関係機関等との協議による休日又は夜間作業等により、取組が実施できない場合の対処方法（依頼や期限に関する特例、代休、振替休日の措置等）については、受発注者で確認し、共有する。

別表7-1 測量の精度

測量器材	トランシット	トータルステーション	レベル	ポール
------	--------	------------	-----	-----

中心線測量	距離	(I . P 間 40m 以内) 20cm 以内 (I . P 間 40m を超える) 当該距離の 1/200 以内 (測点間) 10cm 以内	同左	—	—
	角度	$1.5 \sqrt{n}$ (n=測点数)	同左	—	—
縦断測量	地盤高	—	—	500m往復で 10 cm以内	—
横断測量	距離	5%以内	—	—	5%以内
	勾配	—	—	—	0.1 割

別表 7 - 2 測定単位

測定の種類		記号	測定単位
中心線	距離 (水平距離)	m	少数第 1 位
	角度 (水平)	秒	最小読定値内
縦断測量	地盤高	m	少数第 2 位
	水準基標 (BM)	m	少数第 3 位
	移器点 (T . P)		
横断測量	距離 (水平、斜長、地盤高)	m	少数第 1 位
	勾配	割	1:0.05

京都府京都林務事務所管内図



凡 例	

